

# お知らせ

(一財) 岩手県建築住宅センター

建築基準法の一部改正により平成30年9月25日から申請書様式の一部(第三面)が変更になります。

施行日(平成30年9月25日)以降に契約(本受付)となるものについては、新様式で申請していただくようお願いいたします。

書式は、当センターホームページよりダウンロード可能です。

(お知らせ欄に掲載しています。)

## ■変更される様式

1. 確認申請書(建築物)
2. 計画変更確認申請書(建築物)
3. 建築計画概要書

(新) H30. 9. 25受付分から適用	(旧)
第三面 ※概要書は第二面	第三面 ※概要書は第二面
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) )	【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) )
【イ. 建築物全体】 ( ) ( ) ( ) ( )	【イ. 建築物全体】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ホ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ホ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【チ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【チ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	
【ル. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ヌ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【レ. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )	【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 ( ) ( ) ( ) ( )
【ワ. 延べ面積】 m <sup>2</sup>	【ワ. 延べ面積】 m <sup>2</sup>
【カ. 容積率】 %	【ワ. 容積率】 %

※赤書きが改正内容

## 確認申請プログラムをご利用の場合

9月25日以降に申ソフトを起動すると、バージョンアップのご案内が表示されますので、更新作業をお願いします